

# 新型コロナウイルスの影響により売上が減少した事業者への支援

## ①月次支援金（国）

- 主な要件 ① **まん延防止等重点措置**に伴う飲食店等の時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
  - ② 対象となる月の売上が前年または前々年同月比で**50%以上減少**  
(前年または前々年同月の売上) - (当該年度該当月の売上)
  - 支給額 ① 対象となる月の売上が前年または前々年同月比で**50%以上減少**、かつ、減収前の比較月の売上が**10万円以上**であること
  - 支給額 一律**10万円/月**
- ただし、**上限 法人20万円/月 個人10万円/月**

すべての業種  
協力金受給の飲食店等は除く。

## ②飲食関連事業者等支援金（県）

- 主な要件 ① 以下のいずれかに該当
  - ・ 県独自の時短要請に応じて協力金を受給した飲食店等と直接取引のある事業者
  - ・ タクシー事業者 ・ 自動車運転代行業者
- ② 対象となる月の売上が前年または前々年同月比で**50%以上減少**、かつ、減収前の比較月の売上が**10万円以上**であること
- 支給額 一律**10万円/月**

飲食関連事業者  
月次支援金受給者は除く。

## ③酒類販売事業者等緊急支援金（県）

- 主な要件 ① **まん延防止等重点措置**に伴う飲食店等での酒類提供禁止要請の影響を受けている**酒類販売事業者**または**酒類製造業者**であること
- ② 対象となる月の売上が前年または前々年同月比で**30%以上減少**  
(対象月とその前月が**2か月連続で15%以上減少**の場合を含む)
- 支給額 (前年または前々年同月の売上) - (当該年度該当月の売上) - (月次支援金)
- 支給額 ただし、事業者区分及び売上減少割合に応じた**上限あり**

酒類販売事業者、  
酒類製造業者

## ④県内事業者緊急支援金（県） [追加補正案]

- 主な要件 従来分 : 8月または9月の売上が前年または前々年同月比で**50%以上減少**  
上乗せ分(案) : 以下の要件をいずれも満たすこと
  - ① 令和3年8月及び9月の売上が、前年または前々年の同月売上と比較して**いずれも50%以上減少**していること
  - ② 減収前の8月及び9月の売上合計額が**20万円以上**であること
- 支給額 一律**10万円** (上乗せ額 一律**10万円**)

すべての業種  
協力金受給の飲食店等は除く。

すべての支援金の要件を満たせば、**① + ④**、**② + ④**、**① + ③ + ④** の組み合わせで併給可能